

組 合 報

公告第760号

高額療養費支給規程の廃止・新設について

北陸電力健康保険組合高額療養費支給規程を下記のとおり改正しましたので、
公告いたします。

なお、条文の追加および削除等を伴うため、現行支給規程を廃止して、新支給
手続規程を制定しました。

記

1. 主な改正内容（現行規程との変更点）

- (1) 規程の名称を高額療養費支給手続規程に改正する。
- (2) 規程の目的に月間および年間の高額療養費の支給手続を行うに必要な事項を定めると追加する。
- (3) 診療報酬明細書のデータ等を組合が受領したときにおいて、自己負担限度額を超える自己負担であった場合に、被保険者から請求があったものとみなすとする条項に改める。
- (4) 高額療養費の支払時期および支払方法に関する条項を新設する。
- (5) この規程の廃止・新設は平成31年3月1日より施行する。

（改正内容の詳細は新旧対比を参照）

平成31年2月18日
北陸電力健康保険組合
理事長 北村 和久

北陸電力健康保険組合高額療養費支給規程新旧対比

(下線は変更箇所を示す)

(新：制定)	(旧：廃止)	備 考
<p style="text-align: center;">北陸電力健康保険組合高額療養費支給<u>手続</u>規程</p> <p><u>第1条 (目 的)</u> この規程は施行規則第109条、109条の2に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定め事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p><u>第2条 (請求形式)</u> 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。</p> <p><u>第3条 (支給時期)</u> 月間の高額療養費は、毎月1回支給する。 2 年間の高額療養費は、毎年10月に支給する。(ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。)</p> <p><u>第4条 (支給方法)</u> 月間の高額療養費は、銀行振込により支給する。 2 年間の高額療養費は、銀行振込により支給する。</p> <p>附則 この規程の廃止・新設は、平成31年3月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">北陸電力健康保険組合高額療養費支給規程</p> <p>第1条 この規程は、法第115条の規定により高額療養費の支給を必要とする場合に適用する。</p> <p>第2条 法第115条の規定により高額療養費の支給を行うときは、法施行規則第63条ノ13の規定にかかわらず診療報酬明細書、調剤報酬明細書または訪問看護療養費明細書を基礎として算出し、支給することができる。</p>	<p>・健保連規約・規程例に準拠し、規程の名称を変更</p> <p>・本規定の目的の明確化</p> <p>・自己負担限度額を超える自己負担であった場合に請求があったものとみなすことを明確化</p> <p>・月間および年間高額療養費の支給時期を明確化</p> <p>・月間および年間高額療養費の支給方法を明確化</p>